

8 豊選管第 1 1 - 1 号
令和 8 年 6 月 5 日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様
豊前市監査委員 内 丸 伸 一 様

豊前市選挙管理委員会
委員長 山 田 靖

定期監査等の結果について(回答)

令和 8 年 4 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 備品台帳の整備について

備品台帳への記載漏れや、廃棄済み備品の削除漏れが散見された。また、台帳記載はあるものの、長期間の経過により所在不明となっているものもあり、事務局が実態を把握できていない備品も存在していた。

選挙管理事務においては、取り扱う資機材が膨大かつ多種多様であり、さらにその一部が各投票所等に分散して保管されていることから、管理に多大な労力を要することは理解する。現に、所管倉庫内の整理整頓状況は概ね良好であり、備品の保管状況自体は適切であった。

しかし、台帳上の管理と実態との乖離は、公有財産の正確な把握を妨げるだけでなく、今後の更新計画等に支障を来す恐れがある。

については、本監査を機に、各投票所等の保管場所を含めた全備品の確認を行い、実態に即した備品台帳の再整備を図られたい。

【措置内容】

今後、備品台帳に記載された現品の有無の確認、及び選挙投票所ごとの備品台帳の整備を行い、定期的に台帳と現品を照合し備品管理を行っていきます。

また、選挙投票所となっている市内公民館の備品の管理体制を、関係課（教育委員会生涯学習課担当）と十分協議検討し、効果的な財産の管理及び備品の効率的かつ適正な運用に努めます。

2. 明るい選挙推進協議会補助金について

本補助金交付要綱においては、「補助対象事業は、補助金の交付を受ける年度内に完了しなければならない」旨が規定されており、原則として当該年度内に実施される直接的な経費のみが補助対象となる。

しかしながら、実績報告における決算報告書を確認したところ、貯蔵品残高として郵便切手および郵便葉書が次年度繰越額として計上されていた。これらは当該年度の事業執行に供されず、次年度以降に使用されるものであるため、本補助金の対象経費として算入することは認められない。

今後は補助対象経費の範囲について改めて周知徹底を図るとともに、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。

【措置内容】

明るい選挙推進協議会に対して補助金交付要綱の内容について再度周知徹底し、今後は年度当初に補助金交付申請を行うなど、当該年度内に適切に補助金の執行が完了されるようにしていきます。